

令和 6 年度用地関係業務に係る積算基準等改正に伴う  
設計積算等に係る Q & A

## 【目次】

### ○用地補償総合技術業務費積算基準関係

- Q1-1) 積算基準表2の区分B補正率表に新設された、区分B-イ（補正率0.30）における「定型的又は簡易なもの」とはどのようなものか。
- Q1-2) 積算基準表2の区分B補正率表に新設された、区分B-イ（補正率0.30）はどのような場合に適用するのか。
- Q1-3) 積算基準表2欄外の注書において、「原則として、共有者1名分についてはB-イの補正率を適用せず」とはどういうことか。
- Q1-4) 積算基準表2欄外の注書において、「B-ロ～ホのいずれかの補正率を適用」とはどういうことか。
- Q1-5) 業務着手後、B-イの補正率の判断は、何を根拠として判定するのか。

○用地補償総合技術業務費積算基準（以下、「積算基準」という。）関係

Q1-1) 積算基準表2の区分B補正率表に新設された、区分B-I（補正率0.30）における「定型的又は簡易なもの」とはどのようなものか。

A1-1) 「定型的又は簡易なもの」とは、説明内容等が類似する案件が存在する等、作業の定型化・簡略化が可能なものをいう。

Q1-2) 積算基準表2の区分B補正率表に新設された、区分B-I（補正率0.30）はどのような場合に適用するのか。

A1-2) 権利者への説明等が「定型的又は簡易なもの」か否かによって適用を判断するものとする。

具体的には、説明資料及び説明内容が類似している権利者が存するため作業の定型化を図ることが可能と見込まれる場合、説明内容が類似する複数の権利者が同席して交渉を行うことで作業の簡略化を図ることが可能と見込まれる場合その他これらに類する場合が考えられる。

なお、表中の「共有地又は共有物件における権利者への説明」は代表的な例示として記載したものであり、本補正率を適用するための前提条件ではないことに留意が必要である。

Q1-3) 積算基準表2欄外の注書において、「原則として、共有者1名分についてはB-Iの補正率を適用せず」とはどういうことか。

A1-3) 権利者への説明等が「定型的又は簡易なもの」に該当すると判断する場合であっても、共有地又は共有物件における権利者のうち、少なくとも1名については、単独所有である場合と同等の作業が発生するが、2人目以降については、「定型的又は簡易なもの」と判断される場合が多いと考えられることから、（少なくとも）1名分については当該補正率を、原則として適用しない取扱いとするものである。

Q1-4) 積算基準表2欄外の注書において、「B-ロ～ホのいずれかの補正率を適用」とはどういうことか。

A1-4) 共有地又は共有物件における権利者のうち、2人目以降への説明等が、「定型的又は簡易なもの」に該当しないと判断した場合は、1人目の場合と同様に、対象となる土地又は物件の難易度に応じて補正率を適用する取扱いとするものである。

Q1-5) 業務着手後、B-イの補正率の適用は、何を根拠として判断するのか。

A1-5) 公共用地交渉等記録簿等を根拠として判断するものとする。

このため、概況ヒアリング等、権利者の特定及び公共用地交渉等の結果、補正率の判断基準に該当する情報を入手した場合には、公共用地交渉等記録簿等に当該情報を明記することに留意する必要がある。